

(仮称)いわき市以和貴まちづくり基本条例(修正案)

資料 1

旧

新

前文	
第1章 総則	第1条 (目的)
	第2条 (定義)
第2章 基本原則	
	第3条 (基本原則)
第3章 市民及び市の役割	第4条 (市民の役割)
	第5条 (市の役割)
第4章 情報の共有	第6条 (情報の公開及び提供)
	第7条 (市民提案の反映)
第5章 市民参画	第8条 (市民の参画)
	第9条 (市民参画の推進)
	第10条 (若者の参画)
第6章 連携	第11条 (市民と市の連携)
	第12条 (市民相互の連携)
	第13条 (広域的な連携)
第7章 共創のまちづくり	第14条 (地域人財の育成)
	第15条 (地域価値の向上)
	第16条 (地域産業の振興)
第8章 条例の見直し	第17条 (条例の見直し)

前文	
第1章 総則	第1条 (目的)
	第2条 (定義)
第2章 基本原則	
	第3条 (基本原則)
第3章 市民及び市の役割	第4条 (市民の役割)
	第5条 (市の役割)
第4章 情報の共有	第6条 (情報の提供)
	第7条 (市民提案の反映)
第5章 市民参画	第8条 (市民の参画)
	第9条 (市民参画の推進)
	第10条 (若者の参画)
第6章 連携	第11条 (市民と市の連携)
	第12条 (市民相互の連携)
	第13条 (広域的な連携)
第7章 共創のまちづくり	第14条 (地域人財の育成)
	第15条 (地域価値の向上)
	第16条 (地域産業の振興)
第8章 条例の見直し	第17条 (条例の見直し)

1 前文

旧

【条文(案)】

少子高齢化や人口減少、急激に進む情報化や社会資本の老朽化など、社会の急激な変化に伴い、地域が抱える課題は高度化・複雑化している。

行政の経営資源に限られるなか、このような地域課題の全てを行政だけで解決していくことは、もはや困難となりつつある。

これからの社会は、市民と市が課題認識を共有し、相互の立場や役割を認識したうえで、持てる知恵と資源を結集し、共に地域課題の解決に取り組むことが求められている。

本市には、まちづくりの様々な分野で活躍する市民、団体、学校、企業など様々な主体が存在しており、この多様性を持った主体が、それぞれの活動を通じて結びつき、培われてきた伝統、文化、地域の力を活用し、共に地域課題の解決に取り組むことで、新たな価値を創造することが可能になる。

本市は、50年前の昭和41年に、当時としては前例のない14市町村の大同合併を果たし、その市名「いわき」には、17条憲法における「和を以て貴しとなす（以和貴）」として、市の一体的な将来の発展の願いが込められた。

先人が英知と情熱を結集して苦難を乗り越え、築き上げてきた「以和貴」の心を未来につなぎ、東日本大震災からの復興の先を見据えた更なる50年に向けて、市民と市の共創によるまちづくりを推進し、だれもが「住んで良かった、住み続けたい」と思える魅力にあふれた「ふるさといわき」の創造を実現するため、この条例を制定する。

新

【条文(案)】

少子高齢化や人口減少、急激に進む情報化や社会資本の老朽化など、社会の急激な変化に伴い、地域が抱える課題は高度化・複雑化している。

行政の経営資源に限られるなか、このような地域課題の全てを行政だけで解決していくことは、もはや困難となりつつある。

これからの社会は、市民と市が課題認識を共有し、相互の立場や役割を認識したうえで、持てる知恵と資源を結集し、共に地域課題の解決に取り組むことが求められている。

本市には、まちづくりの様々な分野で活躍する市民、団体、学校、企業など様々な主体が存在しており、この多様性を持った主体が、それぞれの活動を通じて結びつき、培われてきた伝統、文化、地域の力を活用し、共に地域課題の解決に取り組むことで、新たな価値を創造することが可能になる。

本市は、50年前の昭和41年に、当時としては前例のない14市町村の大同合併により誕生し、市の一体的な将来の発展の願いを込め、その市名を17条憲法における「和を以て貴しとなす（以和貴）」の音読みである平仮名の「いわき」とした。

先人が英知と情熱を結集して苦難を乗り越え、築き上げてきた「以和貴」の心を未来につなぎ、東日本大震災からの復興の先を見据えた更なる50年に向けて、市民と市の共創によるまちづくりを推進し、だれもが「住んで良かった、住み続けたい」と思える魅力にあふれた「ふるさといわき」の創造を実現するため、この条例を制定する。

2 第1章 総則（目的）

旧

【条文(案)】

（目的）

第1条 この条例は、本市のまちづくりにおける基本原則を明らかにし、市民及び市それぞれの果たすべき役割及びまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、共創のまちづくりを推進し、もって市民がいきいきと幸せに暮らし、及び魅力と活力にあふれたまちづくりを実現することを目的とする。

新

【条文(案)】

修正なし

2 第1章 総則（定義）

旧

【条文(案)】

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市民並びに市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

(2) 共創 地域課題の解決を目指し、市民の参画及び市民と市の連携の下に相互の知恵と資源を結集して、新たな価値を創出することをいう。

(3) 共創のまちづくり 市民及び市の共創によるまちづくりをいう。

(4) 人財 共創のまちづくりにとって重要な人的財産をいう。

新

【条文(案)】

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 市の区域内に居住する者

イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市の区域内に存する学校に在学する者

(2) 共創 地域課題の解決を目指し、市民の参画及び市民と市の連携の下に相互の知恵と資源を結集して、新たな価値を創出することをいう。

(3) まちづくり 地域をより良いものとするための公益的な取組みをいう。

(4) 若者 18歳未満の者をいう。

(5) 人財 人的財産をいう。

3 第2章 基本原則

旧

【条文(案)】

(基本原則)

第3条 市民及び市は、次の事項を基本として、共創のまちづくりを進めるものとする。

(1) 市民及び市は、まちづくりに関して必要な情報の共有に努めるものとする。

(2) 市民及び市は、まちづくりへの市民の参画を推進する。

(3) 市民及び市は、連携してまちづくりを推進する。

新

【条文(案)】

修正なし

4 第3章 市民及び市の役割

旧

【条文(案)】

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に定める基本原則（次条において「基本原則」という。）にのっとり、自らがまちづくりの主体であることを認識し、共創のまちづくりへの理解及び協力を努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、基本原則にのっとり、共創のまちづくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、市民の主体的なまちづくりを積極的に支援するものとする。

新

【条文(案)】

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に定める基本原則（次条において「基本原則」という。）にのっとり、自らがまちづくりの主体であることを認識し、共創のまちづくりに努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、基本原則にのっとり、共創のまちづくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、市民の主体的なまちづくりを積極的に支援するものとする。

5 第4章 情報の共有

旧

【条文(案)】

(情報の公開及び提供)

第6条 市は、まちづくりに関する市民の知る権利を保障し、まちづくりに関して保有する情報を積極的に公開及び提供し、市民との情報の共有に努めるものとする。

(市民提案の反映)

第7条 市は、情報の共有を進めるために、市民の提案及び意見を聴く機会を設け、まちづくりに反映するよう努めるものとする。

新

【条文(案)】

(情報の提供)

第6条 市は、~~まちづくりに関する市民の知る権利を保障し、~~まちづくりに関して保有する情報を分かりやすく提供し、市民との情報の共有に努めるものとする。

(市民提案の反映)

第7条 市は、情報の共有を進めるために、市民の提案及び意見を聴く機会を設け、まちづくりに反映するよう努めるものとする。

6 第5章 市民参画

旧

【条文(案)】

(市民の参画)

第8条 市民は、まちづくりにおける企画、実施及び評価のそれぞれの過程において、自らのこととして積極的かつ主体的に参画するものとする。

(市民参画の推進)

第9条 市は、まちづくりにおける政策の企画、実施及び評価のそれぞれの過程において市民の参画を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(若者の参画)

第10条 市民及び市は、次代を担う若者がそれぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参画できるよう配慮するものとする。

新

【条文(案)】

修正なし

7 第6章 連携

旧

【条文(案)】

(市民と市の連携)

第11条 市民及び市は、相互理解及び信頼関係の下に、連携してまちづくりを推進するように努めるものとする。

(市民相互の連携)

第12条 市民は、お互いの活動を尊重するとともに、世代や地域を超えて連携し、及び協力し、まちづくりを推進するように努めるものとする。

(広域的な連携)

第13条 市民及び市は、市民以外の人々にまちづくりの情報を発信するとともに、積極的に交流を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するように努めるものとする。

2 市は、共通する広域的な課題の解決及び相互発展を図るため、近隣市町村と連携するとともに、適切な役割分担の下に国、県、関係機関等と協力し、まちづくりを推進していくよう努めるものとする。

新

【条文(案)】

(市民と市の連携)

第11条 市民及び市は、相互理解及び信頼関係の下に、連携してまちづくりを推進するように努めるものとする。

(市民相互の連携)

第12条 市民は、お互いの活動を尊重するとともに、世代、地域、立場、理念等を超えて連携し、及び協力し、まちづくりを推進するように努めるものとする。

(広域的な連携)

第13条 市民及び市は、広く国内外の多様な主体と連携し、そこで得られた意見や知恵をまちづくりに活用するように努めるものとする。

2 市は、地域が有する様々な資源を最大限に活かすため、自らの戦略的判断に基づき、国、県、他の市町村、関係機関等と、幅広い分野で広域的に連携し、まちづくりを推進していくよう努めるものとする。

8 第7章 共創のまちづくり

(1) 地域人財の育成 (2) 地域価値の向上 (3) 地域産業の振興

旧

【条文(案)】

(地域人財の育成)

第14条 市民及び市は、まちづくりは人づくりであるとの認識の下に、地域に対する誇り及び郷土愛を育むとともに、共創のまちづくりを推進する人財の育成に努めるものとする。

(地域価値の向上)

第15条 市民及び市は、地域課題の解決に協力して取り組むとともに、培われてきた伝統、文化及び地域の力を最大限に活用することにより、地域の価値を向上させ、魅力あるまちづくりに努めるものとする。

(地域産業の振興)

第16条 市民及び市は、社会経済情勢の変化に対応し、暮らしの基盤である地域産業の創出及び振興並びに地域における雇用の創出に努めるものとする。

新

【条文(案)】

(地域人財の育成)

第14条 市民及び市は、まちづくりの根幹は人づくりであるとの認識の下に、地域に対する誇り及び郷土愛を育むとともに、地域の未来を切り拓く人財の育成に努めるものとする。

(地域価値の向上)

第15条 市民及び市は、地域課題の解決に協力して取り組むとともに、培われてきた伝統、文化及び地域の力を最大限に活用することにより、地域の価値の向上に努めるものとする。

(地域産業の振興)

第16条 市民及び市は、社会経済情勢の変化に対応し、暮らしの基盤である地域産業の創出及び振興並びに地域における雇用の創出に努めるものとする。

9 第8章 条例の見直し

旧

【条文(案)】

(条例の見直し)

第17条 市は、この条例について、市民の意識、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じ、市民の参画の下に見直しの措置を講じるものとする。

新

【条文(案)】

修正なし